

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

新築した日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）について、一定のバリアフリー改修工事が完了した場合、当該家屋に係る翌年度の固定資産税額を減額します。

※都市計画税は、減額対象となりません。

要件

下記の1～3のすべてに該当する必要があります。

1. 次のいずれかの方が居住する住宅（賃貸住宅を除く）

- ・改修工事完了翌年の1月1日（完了日が1月1日の場合は同日）現在で65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・障がい者の方

2. 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下のもの

3. 次の工事で、補助金等を除く自己負担金が50万円を超えるもの

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手摺の取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

減額期間

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額の対象期間

工事完了時期	減額期間
令和8年3月31日までに改修工事が完了	翌年度の1年度

適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、100平方メートルまでです。

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額の適用範囲

床面積	減額率
床面積が100平方メートル以下のもの	固定資産税額の3分の1
床面積が100平方メートルを超えるもの	100平方メートル分の固定資産税額の3分の1

申告方法

要件を満たし、減額を受けようとする方は、「高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書」に添付書類を添えて資産税課に提出ください。

なお、申告は原則として改修後 3 ヶ月以内に行ってください。3 ヶ月以内に行えなかった場合は、その理由を記載してください。

添付書類

1.納税義務者の住民票の写し

2.次のいずれかの書類

①改修工事完了翌年の1月1日(完了日が1月1日の場合は同日)現在で65歳以上の者である場合・・・住民票の写し

②要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合・・・住民票の写し、被保険者証の写し

③障がい者の場合・・・住民票の写し、障がい者であることを証する書類の写し

3.領収書の写し(改修工事の内容及び費用を確認できるもの)

4.工事費用の内訳がわかる工事明細書の写し(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書で代替可)

5.改修箇所の図面・工事写真(改修前・改修後の状況がわかるもの)

6.補助金等の明細の写し

7.当該バリアフリー改修に係る契約をした日を証する書類

その他

・減額措置は1回限りの適用となります。

・省エネ改修工事に伴う減額措置との併用適用は可能ですが、耐震改修工事に伴う減額措置との同時適用はできません。

提出場所

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 2 階 資産税課

受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

お問い合わせ

成田市役所資産税課 家屋係

電話: 0476-20-1514

FAX: 0476-24-2858